○総務省令第六十九号

放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行に伴い、電波監理審議会議事規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月二十九日

総務大臣　片山　善博

電波監理審議会議事規則の一部を改正する省令

電波監理審議会議事規則（昭和二十七年郵政省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第五十三条の十一第三項及び電気通信役務利用放送法（平成十三年法律第八十五号）第十九条第三項」を「第百七十八条第三項」に、「、放送法第五十三条の十二第一項若しくは電気通信役務利用放送法第二十条第一項」を「若しくは放送法第百七十九条第一項」に改める。

附　則

この省令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行の日（平成二十三年六月三十日）から施行する。

○総務省令第七十号

放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行に伴い、及び有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第一条の規定に基づき、有線電気通信法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月二十九日

総務大臣　片山　善博

有線電気通信法施行規則の一部を改正する省令

有線電気通信法施行規則（昭和二十八年郵政省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号ハ中「有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第二条第一項に規定する有線テレビジョン放送又は有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第百三十五号）第二条に規定する有線ラジオ放送」を「放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号に規定する一般放送」に改め、同条第三号ニ中「有線テレビジョン放送法第二条第一項に規定する有線テレビジョン放送又は有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律第二条に規定する有線ラジオ放送」を「放送法第二条第三号に規定する一般放送」に、「有線放送」を「同号に規定する一般放送」に改める。

第六条中「第三条第四項第四号」を「第三条第四項第五号」に改め、同条第二号から第四号までを削り、同条第五号を同条第二号とし、同条第六号中「前各号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とする。

別紙様式第二の6の備考1の表を次のように改める。

設　備	省略することができる事項	備　考
法第3条第4項第2号に掲げる有線電気通信設備を用いて放送法第2条第1号に規定する放送の業務を行うもの	放送法第126条第2項の申請書に記載された事項に係るもの	
構内等設備 法第3条第4項第4号に掲げる者が設置するもの	3(2) 3(3) 4(1)アのうち「回線容量」、「台数」及び「備考」 4(1)イのうち「定格出力レベル」、「台数」及び「備考」 4(1)ウのうち「台数」及び「備考」	左欄に掲げる設備であつて、共同設置の設備として設置する設備の部分が端末機器のみ
法第3条第4項第4号に掲げる者が設置するもの	4(2)アのうち「対数」、「こう長」、「延長」及び「備考」 4(2)イのうち「数量」、「共架電柱の相手方別数量」及び「備考」 4(3) 4(4)	
電気事業法の規定に基づく電気設備に関する技術基準を定める省令第50条の規定により設置するもの（自家用電気工作物の用に供するものに限る。）		
		構内等設備のもの又は構内等設備のみのものに限る。）又は他人使用の設備（相互接続の設備を除く。）に限る。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号。以下「放送法等改正法」という。）の施行の日（平成二十三年六月三十日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現に改正前の有線電気通信法施行規則第六条第二号の規定の適用を受けている有線電気通信設備（放送法等改正法附則第二条の規定による廃止前の有線放送電話に関する法律第三条の許可を受けている者が設置するものに限る。）に対する同号の規定の適用については、なお従前の例による。

○総務省令第七十一号

放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行に伴い、有線電気通信設備令施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月二十九日

総務大臣　片山　善博

有線電気通信設備令施行規則の一部を改正する省令

有線電気通信設備令施行規則（昭和四十六年郵政省令第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「音声周波を使用する有線ラジオ放送設備」を「ラジオ放送を行うための有線電気通信設備（音声周波を使用するものに限る。）」に改める。

附　則

この省令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行の日（平成二十三年六月三十日）から施行する。

○総務省令第七十二号

放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行に伴い、及び電気通信事業法の規定に基づき、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月二十九日

総務大臣　片山　善博

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「電気通信事業紛争処理委員会」を「電気通信紛争処理委員会」に改める。

第三条中「第九条」を「第九条第一号」に改める。

第九条第一項に次の一号を加える。

七　法第九条第二号に掲げる場合に該当する場合にあつては、その旨を確認できる書類

第九条第三項及び第四項中「に限る。）」の下に「及び法第九条第二号に掲げる場合に該当する旨を確認できる書類（同号に掲げる場合に該当する場合に限る。）」を加える。

第十一条第五項に次の一号を加える。

八　法第九条第二号に掲げる場合に該当する場合にあつては、その旨を確認できる書類

第十一条第六項に次のただし書を加える。

ただし、法第九条第二号に掲げる場合に該当する場合は、この限りではない。

第十九条の二の二第三号中「放送事業者（電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定により放送局の免許を受けた者」を「放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者及び同条第二十四号に規定する基幹放送局提供事業者」に改める。